

自治会長様

福井市自治会連合会 会長 奥村 清治
福井を美しくする会連絡協議会 会長 山岸 静馬
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会
会長 東村 新一
(会長印省略)

「秋・冬の福井市を美しくする運動」の実施について

時下、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市民憲章運動の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、清潔で美しいまちづくりのための市民一斉清掃運動であります『秋・冬の福井市を美しくする運動』を下記の期間に実施いたします。この運動は、福井市自治会連合会、福井を美しくする会連絡協議会、不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会の提唱により、年3回(7月(夏)、11月(秋・冬)、3月(春)の第2日曜日(日)から第3日曜日(日)まで)、地域などでボランティアを呼びかけて行っていただくものです。

美しくする運動実施の際は、地域の実情やそれぞれの御家庭の事情に配慮したうえで参加の呼びかけをしていただきますようお願いいたします。

記

- 実施期間 令和5年11月12日(日)～11月19日(日)
- 一斉清掃で出たごみの処理について
 - ・処理方法及び持込期間等の詳細につきましては、裏面を御確認の上、御対応願います。
 - ・粗大ごみの持込みの際は、自治会の印鑑(ない場合は自治会長の私印も可能)を御持参ください。
 - ・ごみステーションに放置された粗大ごみの持込みは有料となりますので御注意ください。
 - ・一般家庭のごみの回収が優先となるため、ごみ袋が多数になる場合は、ごみステーションがいっぱいにならないよう御配慮願います。
 - ・鯖江クリーンセンターへの持込みは期間内でも有料となります。
- 実施報告書について
運動実施後、11月末までに、下記実施報告書を地区公民館へ御提出いただくか、以下のQRコードを読み取り、入力フォームから御報告をお願いします。
- 問合せ先(ごみの処理についてなど不明な点がございましたら、下記所属に連絡してください)

★福井市を美しくする運動に関して 不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会事務局(生涯学習課内) 20-5361	
★不燃粗大ごみ、一般可燃・不燃ごみに関して 収集資源センター 35-0052	★可燃粗大ごみに関して クリーンセンター 53-8999
★道路、側溝の泥土の回収に関して 福井市役所 監理課 20-5555	★河川清掃の事前相談、水路の泥土回収に関して 福井市役所 河川課 20-5492
★公園の草に関して 福井市役所 公園課 20-5460	(河川を清掃する際には、事前に御連絡ください)

『秋・冬の福井市を美しくする運動』実施報告書

自治会名 _____

公民館名 _____

実施日	場所	参加人員
		名



運動実施後、この実施報告書を11月末までに地区公民館へ御提出いただくか、入力フォームから御報告ください。